

## 規制シート(様式)

080190500520001

平成28年12月27日

規制の名称	担保付社債に関する信託事業を営む信託会社に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	担保付社債信託法(明治38年法律第52号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	社債の安全性を高め、社債市場全体の信用を維持し、もって企業の社債による資金調達を円滑にするため、担保権を信託財産とし、総社債権者を受益者とする担保付社債信託の制度を法制化すること。		
規制内容の概要	担保付社債に関する信託事業の免許制、業務もしくは財産の状況に関する報告又は資料を提出する義務 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	企業社債による資金調達の円滑化及び社債権者保護の観点から、担保付社債に関する信託事業を行う信託会社の免許制等の規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		